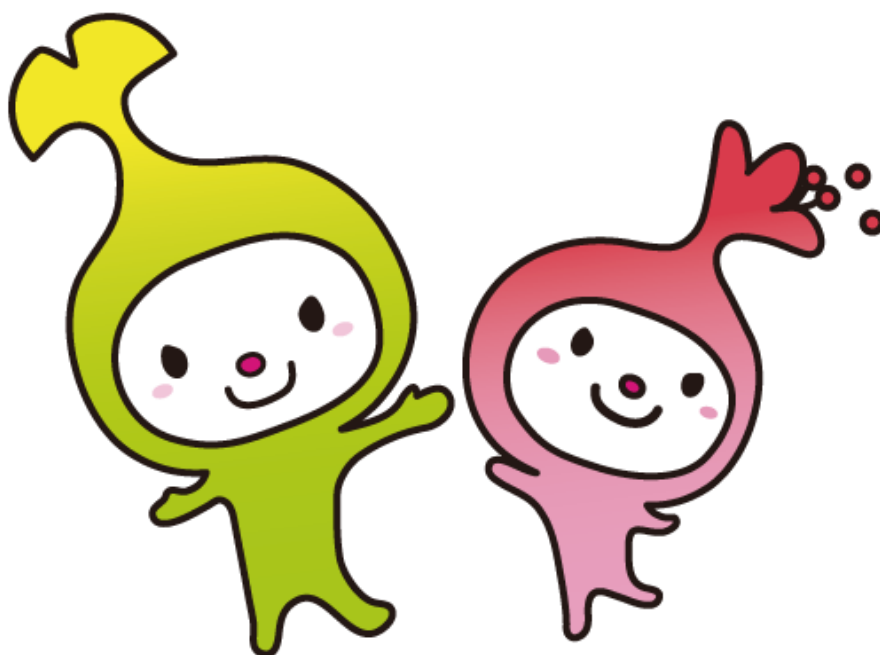


令和7年度 和光市教育行政アクションプラン



和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

和光市キャラクター
「さつきちゃん」

令和 7 年 4 月

(2 0 2 5 年 4 月)

和光市教育委員会

和光市教育行政アクションプランとは・・・

5年間の中・長期的な計画である和光市教育振興基本計画の10の基本施策に関わり、各年度における重点目標や具体的な取組等について示したものです。

目 次

和光市教育振興基本計画【概要】	・・・1
-----------------	------

1	計画の概要
---	-------

2	施策の体系
---	-------

3	計画の進行管理
---	---------

令和7年度の重点	・・・4
----------	------

令和7年度 学校教育指導の重点	・・・16
-----------------	-------

参考資料	・・・21
------	-------

- ・ 和光市教育委員会
- ・ 和光市教育委員会事務局組織
- ・ 和光市立小・中学校児童生徒数
- ・ 和光市教育大綱・和光市第五次総合振興計画【概要】

和光市教育振興基本計画

1 計画の概要

和光市教育振興基本計画は、教育基本法に基づく本市の教育振興基本計画です。市の総合的な計画の「第五次和光市総合振興計画」や市長が定めた「和光市教育大綱」を踏まえた教育行政における中長期的な計画です。

【基本理念】

**生涯にわたる自発的な学びと、
豊かで健やかな人生の実現を支援する教育**

テクノロジーの進歩や予測困難な社会に対応するためには、生涯にわたって自発的に学び続けなければなりません。学びが人を成長させ、その人の人生を豊かにするだけでなく、新しい社会の形成に寄与することとなります。

そのためにも和光市では子供から大人まで、誰もが学びを豊かにし、幸せな人生の実現を支援する教育の振興を図ってまいります。

「基本理念」の実現のために、以下の4つの「基本方針」と10の「基本施策」を掲げています。

【基本目標】

- 1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進
- 2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進
- 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進
- 4 新型コロナウイルス感染症対応に伴う新たな教育の推進

【基本施策】

- 基本施策1 確かな学力と自立する力の育成
- 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成
- 基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実
- 基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進
- 基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進
- 基本施策6 安全安心な学校施設の整備
- 基本施策7 児童や青少年の居場所づくり
- 基本施策8 生涯学習の振興
- 基本施策9 歴史的・文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興
- 基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

2 施策の体系

- 基本理念 1
- 基本目標 4
- 基本施策 10
- 施策 41

が、次のように構成されています。

基本理念「生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育」

基本目標

4 3 2 1

学
び
の
基
礎
と
な
る
確
か
な
学
力
の
習
得
と、
社
会
性
を
育
む
義
務
教
育
の
推
進
地
域
特
性
を
生
か
し、
生
涯
継
続
す
る
学
び
を
支
援
す
る
社
会
教
育
の
推
進
福
祉、
コ
ミ
ュ
ニ
テ
ィ
施
策
と
の
密
接
な
連
携
に
よ
る
地
域・
家
庭
教
育
の
推
進
新
型
コ
ロ
ナ
ウ
イ
ル
ス
感
染
症
対
応
に
伴
う
新
た
な
教
育
の
推
進

基本施策1 確かな学力と自立する力の育成

- 施策1 個の学力を伸ばす教育の推進
- 施策2 次世代に求められる資質・能力の育成
- 施策3 新しい時代に対応する教育の推進
- 施策4 社会の形成に参画する力の育成

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

- 施策1 いじめや非行問題等に係る生徒指導及び教育相談体制の充実
- 施策2 人権を尊重した教育の推進
- 施策3 情感豊かな心を育む教育の推進
- 施策4 運動に親しみ、健やかな体を育む教育の推進
- 施策5 健康の保持増進と食育の推進

基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実

- 施策1 教職員の資質・能力の向上
- 施策2 働き方改革を踏まえた学校の組織運営の改善
- 施策3 学習環境等の整備・充実
- 施策4 児童生徒の安心・安全の確保

基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

- 施策1 特別支援教育の充実
- 施策2 経済的な支援を必要とする子供への支援
- 施策3 不登校児童生徒への支援
- 施策4 外国人児童生徒など一人一人の状況に応じた支援

基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進

- 施策1 コミュニティ・スクールの推進
- 施策2 各学校におけるPTAや保護者の会、学校応援団等、学校を支える組織等との連携・協働
- 施策3 地域を支える組織や関係機関等との連携・協働

基本施策6 安全安心な学校施設の整備

- 施策1 学校施設及び設備の整備と適正な維持管理

基本施策7 児童や青少年の居場所づくり

- 施策1 学童クラブとわこうっクラブの一体型施設又は一体的な運営による放課後の児童の居場所づくりの推進
- 施策2 児童や青少年の居場所づくり
- 施策3 青少年健全育成活動の支援
- 施策4 児童・青少年に対する相談支援の強化

基本施策8 生涯学習の振興

- 施策1 市民の主体的・自主的な学習活動の支援
- 施策2 社会教育施設の充実
- 施策3 生涯学習に関するネットワークの構築と活用
- 施策4 多様な市民ニーズに対応した講座の企画・開催
- 施策5 図書館機能の充実

基本施策9 歴史的文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興

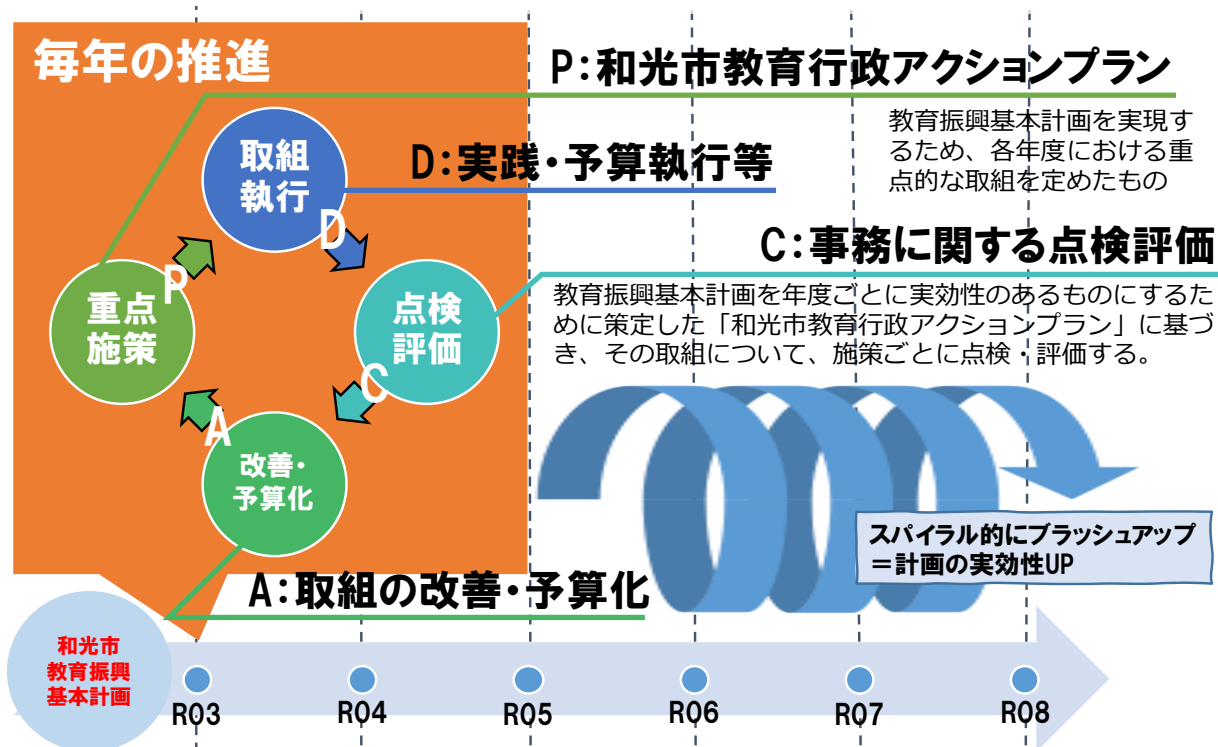
- 施策1 歴史的文化資源の保存・活用
- 施策2 歴史的文化資源の魅力発信と学ぶ機会の充実
- 施策3 地域における伝統文化の継承
- 施策4 文化に触れる機会の提供及び文化交流の推進
- 施策5 自主的で創造的な文化活動の支援

基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 施策1 スポーツ施設の利用促進
- 施策2 スポーツ施設の維持管理
- 施策3 学校施設や国の施設の有効活用
- 施策4 参加しやすいイベントの企画・開催
- 施策5 スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信
- 施策6 体育団体の役員の後継者の養成

3 計画の進行管理

本計画の円滑かつ着実な推進を図るため、「教育委員会の事務に関する点検評価」を活用し、PDCAサイクル（経営マネジメントサイクル P l a n：計画⇒D o：実行⇒C h e c k：測定・評価⇒A c t i o n：対策・改善）による適切な進行管理を推進し、現状の施策活動実績を分析評価し、その中から課題や改善点を洗い出して次の施策に生かしていくことで基本理念の実現を目指します。



○ 和光市教育行政アクションプラン

和光市教育振興基本計画に掲げる10の基本施策に関わり、その年度における重点目標や具体的な取組等についてまとめたものです。教育振興基本計画が5年間の中・長期的な計画であるのに対して、教育行政アクションプランは、毎年度示してまいります。

○ 教育委員会の事務に関する点検評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成20年4月1日から、教育委員会でその教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行うことになり、効果的な教育行政を推進するため、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を平成20年度から毎年実施し、報告書にまとめ公表しています。

令和7年度の重点

基本施策1 確かな学力と自立する力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図り、新しい時代に生きる児童生徒一人一人の学力や学習意欲を伸ばす教育を推進します。また各学校段階に応じたキャリア教育や主権者教育などを、家庭や地域社会と連携して推進し、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

《令和7年度の指標の目標》

勉強する意味や勉強の仕方について(埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)

55.0%【78/138 項目】(←令和6年度 48.6%【67/138 項目】)

【定義】小4～中3の勉強する理由や勉強の仕方に関する24の質問(全144項目)のうち、県平均と同等(±0.5ポイント)か県平均を上回っている項目数の割合(質問紙の調査項目変更に伴い、使用するデータの内容を一部変更しております。)

自分自身のことについて(埼玉県学力・学習状況調査 児童生徒質問紙)

55.6%【10/18 項目】(←令和6年度 38.9%【7/18 項目】)

【定義】小4～中3における自己肯定感、挑戦への意欲、将来への展望の3項目(全18項目)のうち、県平均と同等か県平均を上回っている項目数の割合

主な取組

施策1 個の学力を伸ばす教育の推進

- (1) 主体的な学び手育成教員や県の加配教員を効果的に活用し、学力の向上を図ります。
- (2) 全国及び埼玉県学力・学習状況調査のデータを活用し、児童生徒一人一人の学習方略や非認知能力を育成してまいります。
- (3) ICT を効果的に活用し、個に応じた指導法等の研究や児童生徒の主体的な活用をより進めるていけるよう、先進的事例の情報共有や研修を充実してまいります。

施策2 次世代に求められる資質・能力の育成

- (1) PDCAのマネジメントサイクルによるカリキュラム・マネジメントを実施します。
- (2) 自ら課題を見つけ、協働的に問題を解決していくような探究的な学びを推進してまいります。
- (3) 計画的に学校図書館等を活用して児童生徒の読書量を増やすなど、読書活動の充実(計画的な蔵書管理、図書館アドバイザーの活用等)を支援します。

施策3 新しい時代に対応する教育の推進

- (1) ALT を効果的に活用し、児童生徒が主体的に英語でコミュニケーションをとれるよう、外国語活動等の授業を充実します。
- (2) 研修会の実施や先進事例の共有等により、1人1台のタブレット端末や大型提示装置等のICT機器の効果的な活用をより一層推進してまいります。
- (3) 児童がICTを適切かつ安全に使いこなせるよう、各学年の発達段階に応じた情報活用能力の育成、デジタルシティズンシップ教育の充実を図ってまいります。

施策4 社会の形成に参画する力の育成

- (1) 福祉・ボランティア活動、交流活動の推進により、キャリア教育の充実(地域人材の活用、職場体験活動の推進、公的・民間施設の連携推進)を図ってまいります。
- (2) 幼・保・小の連携強化(接続期プログラム及び接続期カリキュラムの作成・活用、小学校等での交流会、授業研究会)を進めます。

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

子供たちに思いやりの心や規範意識、望ましい勤労観や職業観など豊かな人間性や社会性を育むとともに、他者と協働して何かを成し遂げる力を育み、自己肯定感・自己有用感を高めます。

また、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎となる体づくりや規則正しい生活習慣の確立など、児童生徒の体力の向上や学校保健の充実を図るとともに、食育の推進を図ります。

《令和7年度の指標の目標》

規律ある態度について (埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)
89.6%【86/96 項目】 (←令和6年度 86.5%【83/96 項目】)
【定義】小2～中3における規律ある態度に関する12項目(全96項目)のうち達成率80%以上の項目数の割合
新体力テスト (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)
33.3%【4/12 校】 (←令和6年度 16.7%【2/12 校】)
【定義】新体力テストの総合評価(A～Eの段階絶対評価)で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が小学校で80%、中学校で85%を達成した学校の割合

主な取組

施策1 いじめや非行問題等に係る生徒指導及び教育相談体制の充実

- (1) いじめや非行防止にむけて、各校の校内体制の確立とそれに基づく防止対策の推進を図ってまいります。
- (2) 教育支援センターの機能拡充により、教育相談体制の充実を図ります。

施策2 人権を尊重した教育の推進

- (1) 豊かな人権感覚の育成を目指し、人権作文や標語の取組による人権啓発の充実を図るとともに、人権感覚育成プログラムの活用や参加体験型学習の実施等、授業実践の工夫を図ってまいります。
- (2) 各学校や市主催の教職員研修の実施や主任会での情報共有をとおして、実態に応じたより良い人権教育を実践してまいります。

施策3 情感豊かな心を育む教育の推進

- (1) 道徳教育の充実を図ります。(授業公開等の実施、研修会の充実)
- (2) 豊かな体験活動を充実してまいります。(特別活動、総合的な学習の時間における探究的な学び等の指導の充実)
- (3) 規律ある態度を育成していきます。(重点「整理整頓」「話を聞き発表する」)

施策4 運動に親しみ、健やかな体を育む教育の推進

- (1) 学校体育指導の充実を図ります。(実技講習会の開催やICTを活用した体育授業の実施等)
- (2) 体力づくりの普及・啓発に向け、主任会(体力向上推進委員会)を通じて、情報の共有に努めます。
- (3) 持続可能な部活動の運営や在り方について、研究してまいります。

施策5 健康の保持増進と食育の推進

- (1) 学校保健活動及び関連する教育活動を推進してまいります。(学校保健計画に基づく保健管理の徹底、薬物乱用防止教室の開催、がん教育の推進等)
- (2) 食育に関する指導の充実を図ります(食育レシピ集の作成・配布、地産地消の推進)。

基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実

複雑化・多様化した問題に対応し、次代を担う児童生徒をより良く育むことができるよう、優れた教職員の育成や確保に努めるとともに、教職員一人一人の力が発揮できるよう、「働き方改革」や「チーム学校」を踏まえた学校の組織運営の改善に努めます。

また、児童生徒一人一人の安心・安全を確保するため、安全教育の充実に努めるとともに、通学区域の見直しや子供を守る家の設置など、家庭や地域と連携した児童生徒の安全な環境の整備に努めます。

《令和7年度の指標の目標》

学級経営や生徒指導、指導法等について(埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)
70.5%【55/78 項目】(←令和6年度 59.0%【46/78 項目】)
【定 義】小4～中3の学級経営や生徒指導、指導法等に関する13の質問(全78項目)のうち、県平均と同等か県平均を上回っている項目数の割合
一月当たりの時間外在校時間(勤怠管理)
65.0%(←令和5年度 53.7%)
【定 義】1年間の時間外在校時間が360時間以内かつ1か月の時間外在校時間が45時間を超える月が6か月以内の人数の割合
教員のICTスキル(文部科学省調査)
50.0%(←令和5年度 46.1%)
【定 義】文部科学省の「教員のICT活用指導力チェックリスト」における16項目の「できる」の割合

主な取組

施策1 教職員の資質・能力の向上

- (1) 国や県、市の研究委嘱を受けた学校課題研究をはじめとする各学校で実施される研修会を充実してまいります(研修会・研究発表会等への講師派遣等)。
- (2) 県の教職員評価システムを活用した学校職員の人事評価の適切かつ円滑に実施してまいります。

施策2 働き方改革を踏まえた学校の組織運営の改善

- (1) 「和光市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づいた業務改善・働き方改革を進めてまいります。
- (2) 児童生徒の実態や各学校の指導体制等を踏まえた教育課程の編成について、研究してまいります。

施策3 学習環境等の整備・充実

- (1) これまで推進してきた学校教育のICT化について、ICT活用推進委員会の検証に基づく改善の周知等を進めるとともに、教育のDX化及び次期ICT機器の更新等に向けた学校のICT環境の在り方について、研究してまいります。
- (2) 今後の児童数の増減を見据え、学校規模の適正化に向けた、通学区域の調査等を検討してまいります。

施策4 児童生徒の安心・安全の確保

- (1) 避難訓練等の実施と検証及び危機管理室等との連携による学校危機管理・防災マニュアルの見直しを図ります。
- (2) 関係機関や団体等と連携した通学路の安全点検を実施するとともに、「子どもを守る家」事業への協力を依頼してまいります。

基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

共生社会の実現に向け、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への指導等を充実させ、切れ目のない支援に努めます。

また、子供たちに係る様々な課題に具体的に対応していけるようにするため、教職員の専門性を高めるとともに、組織で対応できるよう、家庭や地域との連携も含めた学校体制整備にも努めます。

《令和7年度の指標の目標》

特別支援学校教諭免許状等の取得率

70.0%(←令和6年度 60.0%)

【定 義】特別支援学級を担当する本務教員の特別支援学校教諭免許状等の取得率

主な取組

施策1 特別支援教育の充実

- (1) 就学支援委員会の適切な実施や特別支援学校との連携などによる、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制を整備してまいります。
- (2) 特別支援教育推進専門員の派遣や巡回相談等、専門家による教員支援を実施してまいります。
- (3) インクルーシブ教育の実現に向けて、特別な配慮を要する児童生徒への支援について、県立学校のセンター的機能を活用し、教職員研修を実施してまいります。

施策2 経済的な支援を必要とする子供への支援

- (1) 就学支援制度を周知し、制度に基づく適切な実施してまいります。
- (2) 主体的な学び手育成教員等により、各学校での補習を実施してまいります。
- (3) アスナル教室など福祉等関係機関との連携・情報共有を進めていきます。

施策3 不登校児童生徒への支援

- (1) 教育相談員・発達支援相談員の全校配置と、さわやか相談員の中学校配置を行います。
- (2) 適応指導教室による登校支援の充実、スクールソーシャルワーカーの活用により各学校や関係機関等との連携強化を進めてまいります。
- (3) 不登校対策委員会の実施等、小・中学校の連携を進めてまいります。
- (4) 教育支援センターの機能拡充による教育相談体制の充実を図ってまいります。
(再掲)
- (5) あすなろ4(公民館を利用した出張適応教室)や校内サポートルームの設置を進めるなど、不登校児童生徒の居場所づくりを推進してまいります。

施策4 外国人児童生徒など一人一人の状況に応じた支援

- (1) 帰国児童生徒や外国人児童生徒のための日本語指導員を派遣してまいります。
- (2) 児童生徒の心情や抱える困難等を把握するとともに、事案に対して必要に応じて関係機関等と連携し、具体的に対応してまいります。
- (3) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーに対する理解の促進、ヤングケアラーへの支援を進めてまいります。

基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進

各学校のPTAや保護者の会、学校応援団、コミュニティ・スクール等学校を支援する組織及び関係機関等との連携及び協働により、家庭や地域社会とともに歩む学校づくりを進めていくとともに、学校を核とし、地区社会福祉協議会など地域を支える組織と連携及び協働した地域学校協働活動の実現を目指します。

《令和7年度の指標の目標》

コミュニティ・スクールの理解度(和光市教育に関するアンケート ※保護者対象)
35.0% (←令和6年度 16.0%)
【定義】小5、中2の保護者アンケートにおけるコミュニティ・スクールの理解について「よく理解している」「理解している」の割合
コミュニティ・スクールへの関心(和光市教育に関するアンケート ※教職員対象)
31.6% (←令和6年度 5.8%)
【定義】教職員に対するアンケートで、関心のある教育課題の設問における「コミュニティ・スクール」を選択した割合

主な取組

施策1 コミュニティ・スクールの推進

- (1) 研修会や熟議、学校評価等の実施をととして、学校運営協議会の機能を高め、学校・家庭・地域連携を推進してまいります。
- (2) 各学校での学校運営協議会の様子やコミュニティ・スクールに係る情報発信等をととして、家庭や地域への周知に努めてまいります。
- (3) コミュニティ・スクール推進協議会を開催し、情報の共有等を進めてまいります。

施策2 各学校におけるPTAや保護者の会、学校応援団等、学校を支える組織等との連携・協働

- (1) 地域連携全体計画の作成及び年間指導計画への活動の記載等、教育課程への位置づけを明確にします。
- (2) 学校運営協議会委員をはじめ、学校に関わる地域の人たちを対象とした研修会を実施してまいります。

施策3 地域を支える組織や関係機関等との連携・協働

- (1) コミュニティ・スクール・チーフディレクターの配置により地域学校協働活動本部と連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進をしてまいります。
- (2) 地区社会福祉協議会や自治会等など地域の様々な団体や民間企業、関係機関との連携を充実してまいります。

基本施策6 安全安心な学校施設の整備

児童生徒が日常の大半を過ごす学校教育環境の安全性を確保し、安心して学校生活を送れるように学校施設を整備します。

《令和7年度の指標の目標》

小中学校特別教室の空調設備の整備

100% (令和4年度達成)

【定 義】児童・生徒が学習で使用する特別教室（理科室・家庭科室・美術室等）に、空調設備の整備を図る割合

主な取組

施策1 学校施設及び設備の整備と適正な維持管理

- (1) 老朽化した施設や設備の修繕計画を見直すための調査・点検を実施します。
- (2) 避難所としての機能がある学校体育館に空調設備を設置します。(第四小学校、第五小学校、広沢小学校、第二中学校)

基本施策7 児童や青少年の居場所づくり

児童が身近な地域で友だちと触れ合いながら安心して過ごすことができ、青少年が社会の責任ある一員として成長できるようにします。

《令和7年度の指標の目標》

わこうっこクラブ登録児童割合
50.0%(←令和6年度 50%)(R6.11月末現在)
【定 義】市内小学生のうち、わこうっこクラブの利用登録をしている児童の割合を設定

青少年育成関連団体と人材数
実施17団体 参加800人(←令和5年度 13団体 587人)
【定 義】社会的要因により、地域活動団体組織員の後継者不足、会員の減少で組織の維持・存続が困難になっていることから、団体数やそれにかかわる人数を設定

主な取組

施策1 学童クラブとわこうっこクラブの一体型施設又は一体的な運営による放課後の児童の居場所づくりの推進

- (1) 学童クラブとわこうっこクラブとの一体型施設又は一体的な運営による、放課後等における児童の居場所の充実を図ります。
- (2) 学校や地域との協力による学童クラブ・わこうっこクラブの運営を行います。

施策2 児童や青少年の居場所づくり

- (1) 公共施設等において、施設や地域の特性を活かした各種事業や催し物など、魅力ある居場所づくりを実施します。
- (2) よりよい居場所づくりとなる施設や地域の実情が伝えられるよう、地図・パンフなどの可視化できる仕組みづくりに取り組みます。

施策3 青少年健全育成活動の支援

- (1) 他自治体の事例などを情報収集し、課題解決に対応する事例抽出に取組、活動支援に生かします。
- (2) 青少年育成団体の活動と人材確保を図るため、広報誌やホームページなど各種広報媒体を活用した周知を行い、青少年育成関連に係る情報発信を行います。

施策4 児童・青少年に対する相談支援の強化

- (1) 子育てなどの相談機能の充実を図るため、教育部局等によるスキルアップの実務研修会や講話会への参加案内、集約した情報を関係所管に提供していきます。

基本施策8 生涯学習の振興

市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、市民が自主的な学習活動を行い、学んだことを地域で生かせるようにします。

《令和7年度の指標の目標》

地域課題に関する講座の数
70回(←令和6年度 56回)(R6.11月末現在 予定含む) 【定 義】防災や健康、子育てなど地域の課題をテーマとして実施した講座の件数
生涯学習指導者活動件数
20件(←令和6年度 19件)R6.11月末現在 予定含む 【定 義】生涯学習指導者として登録されている地域の方を活用して実施した講座の件数

主な取組

施策1 市民の主体的・自主的な学習活動の支援

- (1) 市民の生涯学習・社会教育活動を支援していきます。
- (2) 学びの成果を還元する仕組みを充実するため、地域で活動する個人、団体、大学や企業などの様々な分野と連携し地域課題を担う人材の育成・活用を進めてまいります。
- (3) 社会教育と学校教育・家庭教育の連携を推進していきます。
- (4) 多世代間の交流を進めていきます。

施策2 社会教育施設の充実

- (1) 誰もが安全・安心で快適に利用できる施設整備の充実を図ります。
- (2) 施設の特性に配慮し、ユニバーサルデザインに基づく施設の更新を進めます。

施策3 生涯学習に関するネットワークの構築と活用

- (1) 学校や地域、社会教育団体、国の研究機関や提携大学等との連携を図ります。
- (2) 生涯学習に関する情報の収集や共有を進め、役割や活動状況についての情報を発信してまいります。
- (3) 地域学校協働活動による学校支援を通して、様々な団体との連携を図ります。

施策4 多様な市民ニーズに対応した講座の企画・開催

- (1) 多様な市民ニーズや現代的課題に対応した講座・教室を開催します。
- (2) 公民館における地域のつながり、交流となる地域特性を生かした事業を開催します。
- (3) 地域の人材の発掘及び活用と地域課題解決につながる講座を企画し、開催します。
- (4) 障害の有無にかかわらず共に学べる場を提供します。
- (5) 多文化共生の推進に向けた事業を開催します。

施策5 図書館機能の充実

- (1) 適切な蔵書管理を行います。
- (2) 学校図書館と連携し読書活動、調べ学習等を支援していきます。
- (3) 中高生講座やアクティブシニア向けサービス、障害者サービスの充実を図ります。
- (4) 図書館講座や読み聞かせなど、市民や他の公共機関等と連携した図書館事業を充実していきます。

基本施策9 歴史的文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興

市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、市民が郷土に愛着を持てるようにします。また、文化活動を行う市民の自主性が尊重され、創造的な文化活動を活性化します。

《令和7年度の指標の目標》

文化財関係講座・見学会等件数(出前講座等含む)
8回 (←令和6年度 8回)(R6.11月末現在 予定含む)
【定義】発掘現場公開や、文化財に関する講座の実施件数
国・県・市指定文化財件数
21件 (←令和6年度 21件)(R6.11月末現在)
【定義】保護・保存が必要な文化財として理解されている実数
新倉ふるさと民家園の来園者数
15,000人 (←令和5年度 10,115人)
【定義】新倉ふるさと民家園の来園者の総数

主な取組

施策1 歴史的文化資源の保存・活用

- (1) 午王山遺跡の保存・活用を進めます。
- (2) 文化財に対する意識の醸成を図ります。

施策2 歴史的文化資源の魅力発信と学ぶ機会の充実

- (1) デジタルミュージアムを充実してまいります。
- (2) 和光市史平成版の編さんと推進を図ります。

施策3 地域における伝統文化の継承

- (1) 伝統文化の担い手を育成していきます。
- (2) 新倉ふるさと民家園の保存・活用を進めていきます。

施策4 自主的で創造的な文化活動の支援

- (1) あらゆる世代に対して文化に触れる機会を提供するとともに、文化団体間の交流を進めてまいります。
- (2) 多種多様な文化活動、発表及び創作の場を充実してまいります。

基本施策 10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民が身近な場所でスポーツ・レクリエーションに親しみ、自主的に取り組めるようにします。

《令和 7 年度の指標の目標》

スポーツ・レクリエーションの環境の整備	
スポーツ施設延べ利用	560,000 名(←令和 5 年度 554,903 名)
登録団体	4,000 団体(←令和 5 年度 3,244 団体)
【定 義】市内のスポーツ施設の延べ利用人数と登録している団体数	

主な取組

施策1 スポーツ施設の利用促進

指定管理者による総合体育館、和光スポーツアイランド及び市民プールの管理運営を行い、民間活力及び施設の特性を生かした施設の有効活用を図ります。

施策2 スポーツ施設の維持管理

施設の劣化状況を把握し、優先順位をつけ、計画的に修繕や整備を行います。

施策3 学校施設や国の施設の有効活用

- (1) 市内小中学校の校庭及び体育館、スポーツ施設について、学校教育に支障のない範囲で登録団体に開放を進め、適切な利用を図ります。
- (2) 市内国有施設について、市民利用が出来る施設として、施設開放の継続を協議します。

施策4 参加しやすいイベントの企画・開催

- (1) 「国のスポーツの定義」※を踏まえ、指定管理者及びスポーツ団体等とも連携し、幅広い年齢層や、障がい者など誰もが参加できる市民向けスポーツプログラムを推進します。
- (2) 「スポーツの日」において、体験型スポーツの実施など、スポーツに関わるきっかけづくり、初めてスポーツを行う人が楽しめるような幅広い年代を対象とした事業を指定管理者と連携し実施します。

施策5 スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信

市広報、ホームページ、SNS等を活用及び指定管理者と連携して、幅広い情報発信に取り組みます。

施策6 体育団体の役員の後継者養成

- (1) 団体の事業・運営に必要な改善や次世代を担う後継者育成のための情報提供など、各団体の活動や自立した組織運営を支援します。
- (2) 団体内や関連機関との役割分担を明確にし、相互が連携した事業・活動及び情報交換ができる体制づくりを支援します。

※国のスポーツの定義・・・競技・余暇活動・体力増強のために行う身体活動の全般

令和7年度 学校教育指導の重点

(1)学校経営

◇ 創意工夫を生かし、特色ある教育活動の充実を目指す。

- ① 児童生徒が生き生きと学校生活を送ることができるために、学校経営方針及び学校教育目標を具現化する。
- ② 児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、特色ある教育課程を編成・実施する。
- ③ 学校、学年、学級で一貫した経営を行い、全教職員が学校運営に参画する。
- ④ 学校の教育課題を明確にした校内研修の実施及び教職員による不祥事防止に取り組む。
- ⑤ 家庭や地域社会、異校種との連携や交流を推進して、特色ある教育活動を展開する。
- ⑥ 学校を安全・安心な居場所として保障し、様々な事情抱える多様な児童生徒が、誰一人取り残されないように取り組む。

(2)学級経営

◇ 児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する様々な活動に自主的・実践的に取り組む。

- ① 一人一人の児童生徒理解を深め、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係を育む。
- ② ガイダンスとカウンセリングを充実させ、個々の学校生活への適応を図るとともに、よりよい人間関係の形成を実現する。
- ③ 学級の児童生徒一人一人が認められ、よさや可能性を発揮できる、また、他者の失敗や短所に寛容で共感的な学級の雰囲気醸成していく。
- ④ 児童生徒の規範意識を高めるため、学級のルールについて児童生徒が話し合ったり、意味を考えたりする機会を設ける。
- ⑤ 学級活動を充実させ、多様な考えに折り合いをつけながら、自分もよくみんなもよい解決方法を考えられるようにする。
- ⑥ ノーマライゼーションの理念に基づき、個に応じた指導や支援の充実に努める。
- ⑦ 丁寧な児童生徒理解、肯定的な関わり方、教職員間での情報共有等に努めるとともに、二次的な障害を招かないような対応や自己肯定感を高めさせるような働きかけを行う。

(3)学習指導

◇ 生きる力を育む授業の創造を目指す。

- ① ICT機器を効果的に活用した授業の実施を推進する。
- ② 新しい観点に基づいた児童生徒の資質・能力を育むため、児童生徒の発達段階や地域資源の活用等を十分に踏まえたカリキュラム・マネジメントを展開する。
- ③ 児童生徒一人一人が内発的な学習意欲を高め、自ら気づき、自ら考える学習が展開できるように、問題解決学習や探究学習等、学習過程や指導方法等の工夫・改善を図る。
- ④ 児童生徒一人一人の理解の程度や興味・関心に応じた学習が進められるよう、少人数学級編制やティームティーチングの実施、教科担任制の推進などにより、個に応じたよりきめ細かな指導を行い、学習形態や指導体制等の一層の工夫・改善を図る。
- ⑤ 児童生徒の適切な言語活動を促すように、言語環境の整備に努める。

(4)生徒指導・教育相談

◇ 児童生徒が抱える悩みや不安の解決を図り、心豊かな児童生徒の育成を目指す。

- ① 一人一人の発達段階や性格的な特徴等、児童生徒理解を深め、カウンセリングマインドを生かした共感的理解に基づく指導と援助に努めるとともに、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係を育む。
- ② いじめや不登校などの兆候については、早期発見・早期対応の取組の充実を図り、児童生徒が安心でき、自己存在感を感じられる授業や集団づくりを行う。

- ③ 基本的な生活習慣を確立させ、児童生徒自らが規範意識に基づいた行動ができるよう指導の工夫を図る。
- ④ 全教職員の共通理解と教職員一人一人役割を明確にし、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主任や教育相談主任等を中心に、担任や養護教諭等、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等と連携を図り、校内指導体制を確立する。
- ⑤ 地域や学校の実態に応じた全体計画・年間計画を作成し、計画に基づく積極的な生徒指導・教育相談を推進する。
- ⑥ 家庭や地域社会、関係機関等と密接に連携し、地域ぐるみの健全育成活動を推進するとともに、相互に連携しながら児童生徒を支援する。
- ⑦ 全教職員で各学校のいじめ防止基本方針の共通理解を図り、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、児童生徒間のトラブルを特定の教職員で抱え込むことなく組織として具体的に対応する。
- ⑧ 不登校児童生徒の学習状況や心身の状況等を継続的に把握するとともに、学校と家庭、関係機関等が相互に協力しながら児童生徒を支援する。

(5)進路指導・キャリア教育

◇ 自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、進路指導・キャリア教育の充実を図る。

- ① 全教職員による協力的な指導体制を整備し、児童生徒の実態に応じた指導計画の作成とその実施に努める。また、進路指導・キャリア教育の意義や推進方法などについて共通理解を深める。
- ② 児童生徒一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに、発達段階に応じて望ましい勤労観や職業観を身に付け、児童生徒理解を基盤とした指導・援助を計画的、組織的、継続的に行う。
- ③ 進路選択の指導に当たっては、単なる職業選択や学校選択に終わることなく、児童生徒自らの意思と責任で進路を選択決定できるよう、啓発的な経験を充実させ、キャリア教育の意義を踏まえた指導・援助に努める。
- ④ 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
- ⑤ 小・中・高等学校及び特別支援学校との連携を図るとともに、児童生徒が、自分自身の将来への変容や成長を自己評価できるよう、キャリア・パスポートの活用をする。

(6)道徳教育

◇ 人間としてのよりよい生き方を考え、実践できる児童生徒の育成を目指す。

- ① 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
- ② 児童生徒の道徳性の実態を的確に把握するとともに、道徳教育推進教師を中心に、全教職員の参加と協力によって全体計画、年間指導計画、学級における指導計画の見直しを図る。
- ③ 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習指導を充実する。
- ④ 児童生徒の成長を認め、励ます評価を行うとともに、自らの指導を評価し改善する。
- ⑤ 道徳科の授業を積極的に公開するほか、保護者参加型の授業や地域教材の開発・活用などに家庭や地域社会の参加や協力を得るなど、相互の連携を密にする。また、「考え、議論する道徳」への質的転換に向け、多様な指導方法を取り入れた授業展開を図る。
- ⑥ 障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるとともに、授業においては、役割演技や動作化など指導を工夫する。

(7)体 育

◇ 健やかな体と豊かな心を持った児童生徒を育成する。

- ① 心と体を一体としてとらえ、児童生徒一人一人に運動の楽しさや喜びを味わわせる授業を実践し、自ら運動する意欲を培い、生涯にわたり積極的に運動に親しむ資質や能力、基礎的な体力を育成する。
- ② たくましく生きるための健康や体力を育成するため、体育・健康に関する指導を学校の教育活動全体を通じ計画的・継続的に指導するとともに、運動しやすい環境の整備・充実に努める。
- ③ 体育・健康に関する指導の充実のため、安全教育と安全管理に学校全体で取り組み、児童生徒の健康・安全に関する態度を育成する。
- ④ 学習指導要領の趣旨を生かし、体育科・保健体育科の体育的活動に関する指導と評価を効果的に進めるため、研修の充実を図る。

(8)健康教育

◇ 生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒を育成する。

- ① 生涯にわたって心身の健康を保持増進していくための資質・能力を育成することを目指し、健康に関心を持てるようにするとともに、健康の大切さを認識し、健康課題をよりよく解決する学習活動を積極的に行うなど、保健教育の充実を図る。
- ② 自他の生命を尊重し、生涯にわたり自ら安全な生活を営むとともに、他の人々の安全にも配慮し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質や能力を育てる。
- ③ 家庭・地域社会との連携を図り、学校保健・学校安全・感染症予防や具体的な対応策・学校における食育の充実に努める。
- ④ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣や、給食活動を通じた好ましい人間関係を育て、健やかに生きるための基礎を培う。

(9)人権教育

◇ 人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成する。

- ① 教育活動全体を通して人権教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じて人権問題の正しい理解を図り、解決に向けて自ら主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。
- ② 児童生徒や地域の実態を把握し、目標や視点を明確にした人権教育の全体計画及び年間指導計画の改善を図り、全教職員の協力体制の下で、計画的・総合的な実践に努める。
- ③ 一人一人の児童生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするとともに、多様な他者と協働するため、人権への配慮が様々な場面や状況に応じて、態度や行動に現れるようにするなど、人権感覚の育成に努める。
- ④ 家庭・地域社会と連携し、体験的活動や多くの人々との交流活動を通して自他の人権を尊重し、他者の痛みを共有できる豊かな人間性を醸成する。

(10)特別支援教育

◇ 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進する。

- ① 特別支援教育全体計画を活用し、学校全体の教育活動における特別支援教育の位置付けを明確にするとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内委員会を計画的に開催し、組織的な校内支援体制の整備に努める。
- ② 児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握を十分に行い、必要に応じて関係機関と連携を図り、個別の支援計画等の作成をして、適切な指導や支援に努める。
- ③ 特別支援学級及び通級による指導では、特別の教育課程を編成し、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成する。
- ④ 就学支援については、早期からの情報提供や相談会の実施、継続的な相談等に努めるとともに、就学先決定については、児童生徒一人一人の障害の状態や保護者・本人の意向を十分聴取し、教育、福祉、医療等との連携に努め、専門家の意見を聞いた上で総合的かつ丁寧に行う。

- ⑤ 共生社会の形成を目指した教育の推進のため、一人一人の障害の状態に即した年間指導計画の下に、支援籍学習、交流及び共同学習の充実を図るとともに、学校における医療的ケアの実施体制について整備していく。

(11)国際理解教育

◇ 国際社会に主体的に生きる児童生徒の育成と国際理解教育の充実を目指す。

- ① 教育課程や授業内容等を国際理解教育の視点に立って見直し、全体計画・年間指導計画に基づき、日本及び諸外国の文化・伝統等について理解を深め、国際社会の一員としての自覚をもった児童生徒の育成に努める。
- ② 児童生徒の発達の段階や実態に即し、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等との連携を図り、効果的な指導の充実に努める。
- ③ 児童生徒が豊かな国際性を身に付けるため、外国語指導助手（ALT）や地域の人材等を積極的に活用し、言語能力や異文化理解を図るための授業や研修会の充実に努める。

(12)情報教育

◇ 情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力を育む教育を推進する。

- ① 全ての教科等でICT機器を適切に活用して情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存共有したりといった情報活用能力の育成を図る。
- ② 情報及び情報手段を主体的に選択し、効果的に活用していくための情報活用能力や態度を培う全体計画・年間指導計画を作成し、授業の工夫・改善に努める。
- ③ 児童生徒が情報を主体的に収集・選択・活用・発信できる創造性と応用力の育成に努めるとともに、情報モラル及びデジタルシティズンシップに基づいた教育の充実を図る。
- ④ 系統的に小・中学校を通じてプログラミング教育を充実させる。
- ⑤ 教育の情報化を推進し、ICT機器等を効果的に活用し、学習指導の充実を図る。また、校務の情報化を推進し、教職員の情報活用能力の向上を図る。

(13)環境教育

◇ 持続可能な社会の実現のため、環境問題に関心を持ち、環境を守ろうとする心と態度の育成に努める。

- ① 身近な環境への理解を深め、環境を守ろうとする心を育成する。また、持続可能な環境型社会の実現を目指して、主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成に努める。
- ② 環境教育等促進法を踏まえ、環境教育の重要性や生涯学習との関連について教職員の認識を深めるとともに、指導内容、指導方法についての共通理解を図る。
- ③ 地域や児童生徒の実態に応じた各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等相互の連携を図った全体計画を作成する。また、児童生徒の主体的な学習が行われるよう、指導方法の工夫・改善に努める。
- ④ 家庭・地域社会、NPO等との連携を深め、地域の自然や社会環境を生かした体験活動を通して感受性を豊かにし、問題解決能力や態度の育成に努める。

(14)ボランティア・福祉教育

◇ 児童生徒や地域の実態等を把握し、豊かな心や福祉の心を培い、発達の段階に応じたボランティア・福祉教育の実践を目指す。

- ① ボランティア・福祉教育の意義について教職員の共通理解を図り、全体計画・年間指導計画に基づき、組織的・計画的な教育活動の推進に努める。
- ② ボランティアに関わる体験的な活動を通して、望ましい勤労観、職業間の育成や社会奉仕の精神の涵養を図ったり、人権尊重の精神を基盤に、社会福祉への関心と理解を深めたりするため、発達の段階や学校・地域の実態に即して、指導方法・指導内容を創意工夫し、ボランティア活動や福祉体験の充実に努める。
- ③ 家庭や地域、社会福祉施設等の理解・協力を得ながら、ボランティア・福祉教育を推進する。

(15)学校図書館教育

◇ 学校図書館を活用した授業の充実に努めるとともに、児童生徒の読書に親しむ態度を育む。

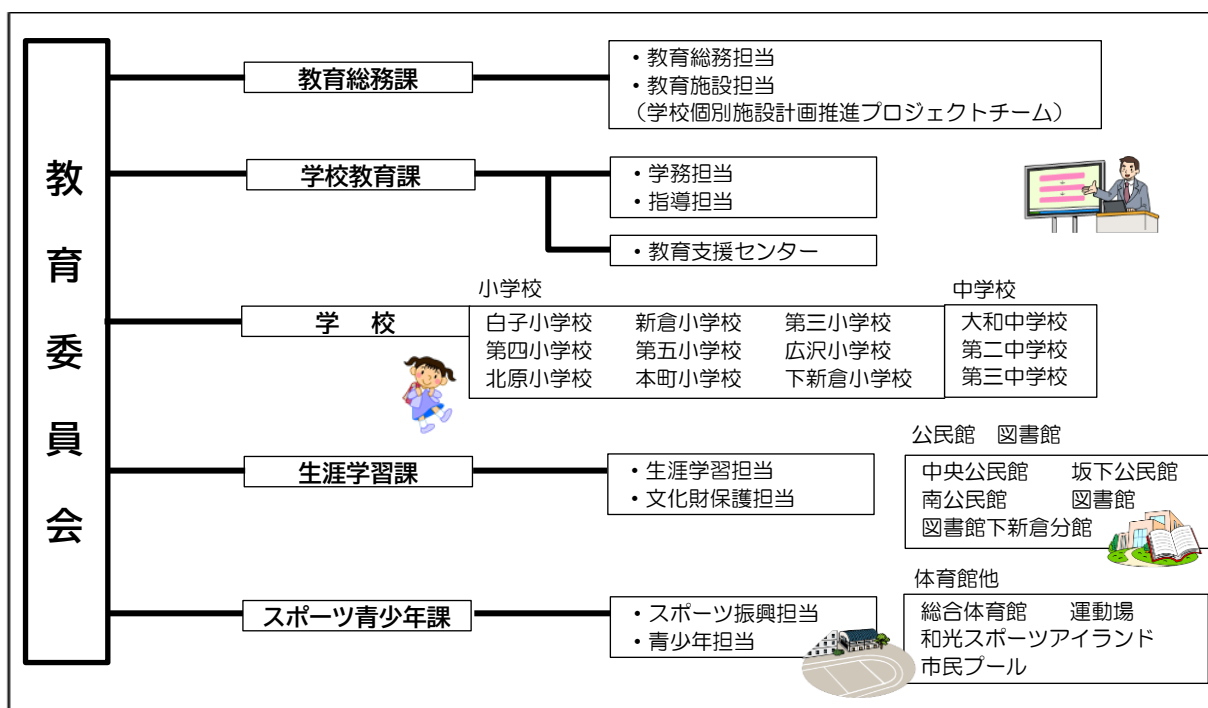
- ① 各教科等においては、学校図書館を利活用した学習を通して、児童生徒の「思考力・判断力・表現力等」や「情報活用能力」等を育むとともに、児童生徒が利用方法の基礎的な知識やマナーを身に付ける。
- ② 司書教諭を中心とした全教職員の共通理解のもと、適切な蔵書管理に努めるとともに、授業での活用促進、子供の居場所づくりなど、学校図書館のよりよい運営に努める。
- ③ 発達段階に応じた読み聞かせや一斉読書等、各学校の工夫した取組を通して、児童生徒の継続的な読書習慣を確立する。

教育委員会組織等

1 教育委員一覧

職 名	氏 名	任期
教育長	石 川 毅 (いしかわ つよし)	令和4年10月1日～令和7年9月30日
教育長職務代理者	山 田 実 (やまだ みのる)	令和6年10月1日～令和10年9月30日
委 員	村 中 秀 人 (むらなか ひでと)	令和4年 3月6日～令和8年3月 5日
委 員	牧 江 利 子 (まき えりこ)	令和4年10月1日～令和8年9月30日
委 員	天 内 綾 (あまない あや)	令和5年 6月9日～令和9年6月 8日

2 教育委員会組織図



3 令和7年度和光市立小・中学校児童生徒数（令和7年2月14日現在見込数）

学 校 名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
白子小学校	96	91	99	78	79	80	523
新倉小学校	75	110	73	104	91	80	533
第三小学校	85	92	100	83	72	93	525
第四小学校	71	55	73	60	74	73	406
第五小学校	85	97	84	94	104	115	579
広沢小学校	65	60	65	64	58	56	368
北原小学校	71	68	93	81	82	82	477
本町小学校	45	39	57	56	68	70	335
下新倉小学校	77	81	73	90	85	102	508
小 計	670	693	717	710	713	751	4254
大和中学校	261	313	284				858
第二中学校	182	146	184				512
第三中学校	160	185	176				521
小 計	603	644	644				1891
合 計							6145

和光市教育大綱(令和4年度～令和7年度)

「和光市教育大綱」とは、市長が、その地域の実情に応じ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

＜基本理念＞

「生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育」

＜基本方針＞

- 1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進
- 2 地域特性を活かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進
- 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進
- 4 デジタル技術の進化に即した情報教育の推進

第五次和光市総合振興計画

計画期間：令和3年度～令和12年度

総合振興計画とは：長期的な展望に立ち、和光市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示したものであり、地方創生の視点も取り入れ、まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置づけられている。

第五次和光市総合振興計画【将来都市像】みんなをつなぐワクワクふるさと和光

第五次和光市総合振興計画		和光市教育振興基本計画
【目標像4】 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ	施策4-1	基本施策1 確かな学力と自立する力の育成
	施策4-2	基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成
	施策4-3	基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実
	施策4-4	基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進
	施策4-5	基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進
	施策4-6	基本施策6 安全安心な学校施設の整備
	施策4-7	基本施策7 児童や青少年の居場所づくり
【目標像10】 趣味などを通して充実した時間を過ごせる	施策10-1	基本施策8 生涯学習の振興
	施策10-3	基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	施策10-2	基本施策9 歴史的・文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興
【目標像12】 シビックプライドを持っている	施策12-2	※ 教育振興基本計画の観点からは、一体的に推進することが望ましいと考え、一つの基本施策としています。

【第五次和光市総合振興計画の目標像と和光市教育振興基本計画の基本施策】